主 文本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴人は原判決を取消す、被控訴人の請求を棄却する。との判決を求め被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張および証拠の提出援用認否は、被控訴人において、甲 第四号証の一、二甲第五号証を提出し、証人Aの尋問の結果を援用し、控訴人にお いて証人Bおよび控訴人、被控訴人各本人の各尋問の結果を援用し、甲第二、三号 証は不知、その余の甲号各証の成立を認めると述べた外、原判決の事実と題する部 分に書いてあるとおりである。

被控訴人主張の売買および手附金受授の事実は、控訴人が認めて争わないところである。

控訴人は右売買の履行期である昭和二十年十二月二十日より前に、被控訴人にたいして右売買を解除する旨の意思表示をしたと主張し、原審および当審の本人尋問における控訴人本人の供述が信用されるならばこれによつて右主張事実を認めることができるけれども、控訴人が、手附金倍返しをしないで、契約を解除し得る権限を有すべき根拠について、なんらの主張も証拠もなく、右解除の意思表示の際、手附金倍額返還の提供をしなかつたことは前記控訴人本人の供述に明かであるから、右解除の意思表示はなんらの効力もないとしなければならない。従つて、売買履行期前に解除したとの抗弁は採用することができない。

控訴人が、昭和二十二年九月十一日被控訴人に到着した書面で売買解除の意思表示をしたことは当事者間に争がなく、右意思表示の際、控訴人が手附金の倍額たる金三万円を現実に提供したとの控訴人主張の事実は、被控訴人の明かに争わないところであるから被控訴人が自白したものとみなす。

以上の次第で、控訴人の抗弁は、どれも、とおらないのであるから、控訴人は被控訴人にたいする売主としての義務をまぬかれず、従つて被控訴人の本件請求は正当だということになる。

よつてこれを認容した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないと認め、民事訴訟法第三百八十四条第一項第八十九条によつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斎藤直一 判事 藤江忠二郎 判事 猪俣幸一)